

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(高効率給湯器導入支援事業)
機器指定に係る実施規程

平成22年 4月

一般社団法人 都市ガス振興センター

(目的)

第1条 この規程は、経済産業大臣(以下「大臣」という。)が定める住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)交付要綱(平成15・03・11財資第51号。以下「要綱」という。)に基づき、一般社団法人 都市ガス振興センター(以下「センター」という。)が行う住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)(都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器/ガスエンジン給湯器)の交付対象となる高効率給湯器の機器指定の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 センターが行う住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(高効率給湯器導入支援事業)(以下「補助事業」という。)は、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)(都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器/ガスエンジン給湯器)業務方法書(以下「業務方法書」という。)に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(用語)

第3条 この規程で使用する用語は、業務方法書において使用する用語の例による。

(補助対象給湯器の指定)

第4条 センターは、業務方法書(潜熱回収型給湯器は第3条/ガスエンジン給湯器は第4条)の規定に基づき、補助対象給湯器を指定する。

(指定の申請)

第5条 製造事業者等は、潜熱回収型給湯器業務方法書第3条2項に規定する機器の指定を受けようとするときは、様式第1による高効率給湯器機器指定申請書をセンターに提出するとともに、以下の各号に定める書面をセンターへ提出しなければならない。

- (1) J I S S 2 1 0 9規格に基づいて測定した給湯の熱効率試験計測結果が、90%以上であることを証する書面。
- (2) 財団法人 日本ガス機器検査協会が発行した形式検査成績書、判定表及び熱効率試験記録書の写し。
- (3) その他センターが提出を指示した書面。

2 製造事業者等は、ガスエンジン給湯器業務方法書第4条第2項に規定する機器の指定を受けようとするときは、様式第2又は様式第3による高効率給湯器機器指定申請書を提出するとともに、以下の各号に定める書面をセンターに提出しなければならない。

- (1) ガスエンジンユニットにおいては、J I S B 8 1 2 2規格に基づいて測定した総合効率が、低位発熱量基準で80%以上であることを証する書面。
- (2) 貯湯ユニットにおいては、社団法人 日本水道協会または財団法人 日本ガス機器検査協会若しくはその他センターが指定する第三者機関が発行した、給水装置に関する認証登録

証の写し。

- (3) 該当商品が他社にて別番号で呼称されている場合、様式第4による同一型式証明書。
- (4) 該当商品にオプション等が付属し、型番の末尾が追記になるなどの場合には、様式第5による同一型式証明書。
- (5) その他センターが提出を指示した書面。

(指定の決定)

第6条 センターは、前条の規定による申請書の提出があったときには、審査の後、業務方法書(潜熱回収型給湯器は第3条/ガスエンジン給湯器は第4条)第3項に定める条件に該当するものと認めるときは、当該申請書を提出した者に補助事業の対象となる機器として指定したことを通知するものとする。

(指定の取消し等)

第7条 センターは、機器の指定を受けた製造事業者等がその指定に関して不正行為の疑いがあると認められたときは、当該製造事業者等に対して内部調査を指示し、その結果を文書でセンターに報告させることができるものとする。

2 センターは、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、センターが審査のために必要であると認められるときは、当該機器の提出を命じ、製造事業者等の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。

3 センターは、前2項により製造事業者等に不正行為があったと認めるときは、機器の指定を取消すとともに、製造事業者等の名称及びその内容を公表し、センターの所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとする。

4 センターは、前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助事業者住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)(都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器/ガスエンジン給湯器)(以下「補助金」という。)が交付されているときには、製造事業者等に対して期限を付して当該補助金相当額を請求するものとする。

5 センターは、前項の補助金相当額を請求したときには、センターが補助金を受領した日から製造事業者等が納付する日までの日数に応じて、請求額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金をあわせて製造事業者等から徴収するものとする。

6 センターは、製造事業者等が納付すべき額を第4項に規定する納期日までに納付がない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(指定の取下げ)

第8条 機器の指定を受けた製造事業者等が、製造中止等の理由により、当該機器の指定を取下げようとするときは、様式第6による高効率給湯器機器指定取下げ届出書をセンターに提出しなければならない。

- 2 センターは、前項の規定による高効率給湯器機器指定取下げ届出書の提出があったときには、センターのホームページ等で当該機器を補助事業の対象となる機器から除外したことを周知する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 12日から実施する。

この規程は、平成20年 4月 15日から実施する。

この規程は、平成21年 4月 1日から実施する。*潜熱・ガスエンジン給湯器共通

この規程は、平成22年 4月 1日から実施する。

(実施規程様式第1) (第5条関係)

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター
会 長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(高効率給湯器導入支援事業)(都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器)
高効率給湯器機器指定申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業補助金(高効率給湯器導入支援事業)機器指定に係る実施規程第5条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 申請を行う機器

- (1) 機種名
- (2) 機器効率

(注)

- 1. 申請に当たっては、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)機器指定に係る実施規程を遵守のうえ、申請することとする。
- 2. 一申請者が、複数機器を申請する場合は、全ての機器について記載する。
- 3. 仕様書、構造図等を添付すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(実施規程様式第2) (第5条関係)

平成 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター
会 長 殿

住 所
申請者
代表者名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(高効率給湯器導入支援事業)(都市ガスを燃料とするガスエンジン給湯器)
高効率給湯器(ガスエンジンユニット)機器指定申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)
機器指定に係る実施規程第5条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 承認申請する機種

(1) 機種名(別紙に仕様書添付)

(2) 機器効率(別紙に性能試験成績表添付)

JIS B 8122 基準に基づき計測した結果

総合効率 %

熱出力効率 %

2. 定価 円

3. ガスエンジンユニットの付属品番号

リモコン以外に下記機種番号の品物は、ガスエンジンユニットとは搬入等の関係で、別の
梱包となり別番号が設定されていますが、当該ユニットと対となり必ず装着が必要となり
ます。

従って、下記の商品は、ガスエンジンユニットの一部としてのお取り扱いをお願いいたし
ます。

機種番号

(実施規程様式第3) (第5条関係)

平成 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター
会 長 殿

住 所
申請者
代表者名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(高効率給湯器導入支援事業)(都市ガスを燃料とするガスエンジン給湯器)
高効率給湯器(貯湯ユニット)機器指定申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)
機器指定に係る実施規程第5条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 承認申請する機種

(1) 機種名(別紙に仕様書添付)

(2) 認証登録(別紙に型式認証のコピー添付)

認証元

認証番号

(3) 貯湯容量

リットル

2. 定価 円

3. 貯湯ユニットの付属品番号

リモコン以外に下記機種番号の品物は、貯湯ユニットとは搬入等の関係で、別の梱包となり別番号が設定されていますが、当該ユニットと対となり必ず装着が必要となります。

従って、下記の商品は、給湯ユニットの一部としてのお取り扱いをお願いいたします。

機種番号

(実施規程様式第4) (第5条関係)

平成 年 月 日

同一型式証明書

一般社団法人 都市ガス振興センター
会 長 殿

住所
申請者
代表者名

印

下表 第二項の 株式会社が販売する以下の機器は、弊社の製造する下表第一項の機器と同一型式であることを証明します。

表

	第一項	第二項
	製造業者型式 (株式会社)	販売業者型式 (株式会社)
品名	ガスエンジン給湯器 ユニット	ガスエンジン給湯器 ユニット
型式		

(実施規程様式第6) (第8条関係)

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター
会 長 殿

住所
申請者 名称
代表者名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(高効率給湯器導入支援事業)
高効率給湯器機器指定取下げ届出書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)機器指定に係る実施規程第8条第1項に基づき、下記のとおり取下げを届出します。

記

1. 機種名

2. 取下げ理由

(注)

1. 一申請者が、複数機器を申請する場合は、全ての機器について記載する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。